三　特定ガス発生設備に係る容器であって、高圧ガス保安法第四十一条に規定する容器又はバルク貯槽に該当する容器　第一種保安物件に対してはL_2によって表される値以上、第二種保安物件に対してはL_5によって表される値以上。ただし、貯蔵能力が三千未満の容器にあっては、それぞれ零メートル以上。

四　特定ガス発生設備に係る容器であって、液化石油ガス法施行規則第一条第二項第一号に規定する貯槽に該当する容器　第一種保安物件に対してはL_2によって表される値以上、第二種保安物件に対してはL_5によって表される値以上。ただし、貯蔵能力が三千未満の容器にあっては、それぞれ零メートル以上。

五　移動式ガス発生設備に係る容器　第一種保安物件に対してはL_2によって表される値以上、第二種保安物件に対してはL_5によって表される値以上。ただし、貯蔵能力が三千未満の容器にあっては、それぞれ零メートル以上。

○経済産業省告示第七十九号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、平成十二年通商産業省告示第五百七十八号（ガス事業法施行規則第百八条第十号の規定に基づくガス漏れ警報器の規格及びその設置方法）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日　経済産業大臣　世耕　弘成

第二条中「第百八条第十号」を「（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第二百二条第十号」に改める。

第四条中「第百八条第十号」を「第二百二条第十号」に改める。

○経済産業省告示第八十号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、平成十二年通商産業省告示第五百七十九号（ガス事業法施行規則第百八条第九号の規定に基づく金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管、ガスコード及び強化ガスホースの規格並びに燃焼器とガス栓との接続方法）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日　経済産業大臣　世耕　弘成

第一条及び第二条中「第百八条第九号」を「第二百二条第九号」に改める。

○経済産業省告示第八十一号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、ガス事業法施行規則に基づき強制排気式の燃焼器を定める告示（平成十九年経済産業省告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日　経済産業大臣　世耕　弘成

「第百八条第十二号」を「第二百二条第十二号」に改める。

○経済産業省告示第八十二号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、ガス湯沸器の使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項を定める告示（平成十九年経済産業省告示第百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日　経済産業大臣　世耕　弘成

「第百六条第一号ト」を「第百九十七条第一項第一号ホ」に、「(1)の」を「(1)に掲げる」に改める。

○経済産業省告示第八十三号

工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第十七条を実施するため、工業用水道料金算定要領（平成二十五年二月十九日経済産業省告示第十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日　経済産業大臣　世耕　弘成

第一の二に後段として次のように加える。

なお、申請が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項で規定する公共施設等運営事業（以下単に「公共施設等運営事業」という。）の実施に係る場合においても同様とする。

第三中「営業外費用及び資産維持費」を「営業外費用、法人税等、資産維持費及び配当金」に改め、第三の四を第三の六とし、第三の三を第三の四とし、第三の二の次に次のように加える。

三　法人税等

法人税等は、法人税法、地方法人税法及び地方税法により算定した額とする。

第三の四の次に次のように加える。

五　配当金

配当金は、料金算定期間中の資金計画等を勘案して適正に算定した額とし、需要者への説明と理解を前提とする。

第四中「料金＝$\frac{\{\text{経費}+(\text{減価償却費}-\text{長期前受金戻入額})+\text{支払利息}\}\times\text{年平均有収率}\times 100/70+\text{資産維持費}\}-(\text{控除項目合計額}-\text{長期前受金戻入額})}{\text{長期前受金戻入額}+\text{支払利息}\times\text{年平均有収率}\times 100/70+\text{法人税等}+\text{資産維持費}+\text{配当金}\}-(\text{控除項目合計額}-\text{長期前受金戻入額})}{\text{契約水量}}$」を「料金＝$\frac{\{\text{経費}+(\text{減価償却費}-\text{長期前受金戻入額})+\text{支払利息}\}\times\text{年平均有収率}\times 100/70+\text{資産維持費}\}-(\text{控除項目合計額}-\text{長期前受金戻入額})}{\text{契約水量}}$」に改める。

別添様式を次のように改める。

別添様式

料金説明資料

（事業名）

（事業体名）

「料金説明資料」記入上の注意

1．直近の決算書を添付すること。

2．図面・地図等（取水場、浄水場、導管等の施設が明記され、かつ、施設全体の地理的な位置が分かりやすいもの）を添付すること。

3．金額は、消費税抜きの額とする。ただし、資本的収支等については消費税込みの額とすることができる。（この場合においては、資金収支表及び資本収支表の空欄に「消費税資本的収支調整額」を記入することによって、消費税抜きの収支差額が算出されるようにすること。）

4．各表に記入する金額等は、料金算定期間における見込額及び料金算定期間の直前2年間の実績額（又は実績見込額）とする。なお、年度の途中で設定・改定する場合には、同一年度のうち料金算定期間に含まれない期間の金額等を、料金算定期間における金額等と区別して記入すること。

5．費用項目等を追加する場合は、各表の空欄に記入すること。また、積算内訳の様式が示されてない費用項目については、他の費用項目の様式に準じて作成すること。

6．公共施設等運営事業の場合は、適切な費用項目等を各様式に準じて作成すること。

7．用紙の大きさ（添付資料を含む。）は、日本工業規格Ａ４とする。